

## 南魚沼市における日影規制の規定

種類	対象建築物	平均地盤面からの高さ	日影規制時間（１）	日影規制時間（２）
第 1 種低層住居専用地域	軒高が 7 メートルより大きい、または地上階数が 3 階以上の場合に適用	1.5 メートル	4 時間	2.5 時間
第 1 種中高層住居専用地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	4 時間	2.5 時間
第 2 種中高層住居専用地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	4 時間	2.5 時間
第 1 種住居地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	5 時間	3 時間
第 2 種住居地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	5 時間	3 時間
準住居地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	5 時間	3 時間
近隣商業地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	5 時間	3 時間
商業地域	なし	なし	なし	なし
準工業地域	建築物高さが 10 メートルより大きい場合に適用	4 メートル	5 時間	3 時間
工業地域	なし	なし	なし	なし
無指定地域	なし	なし	なし	なし

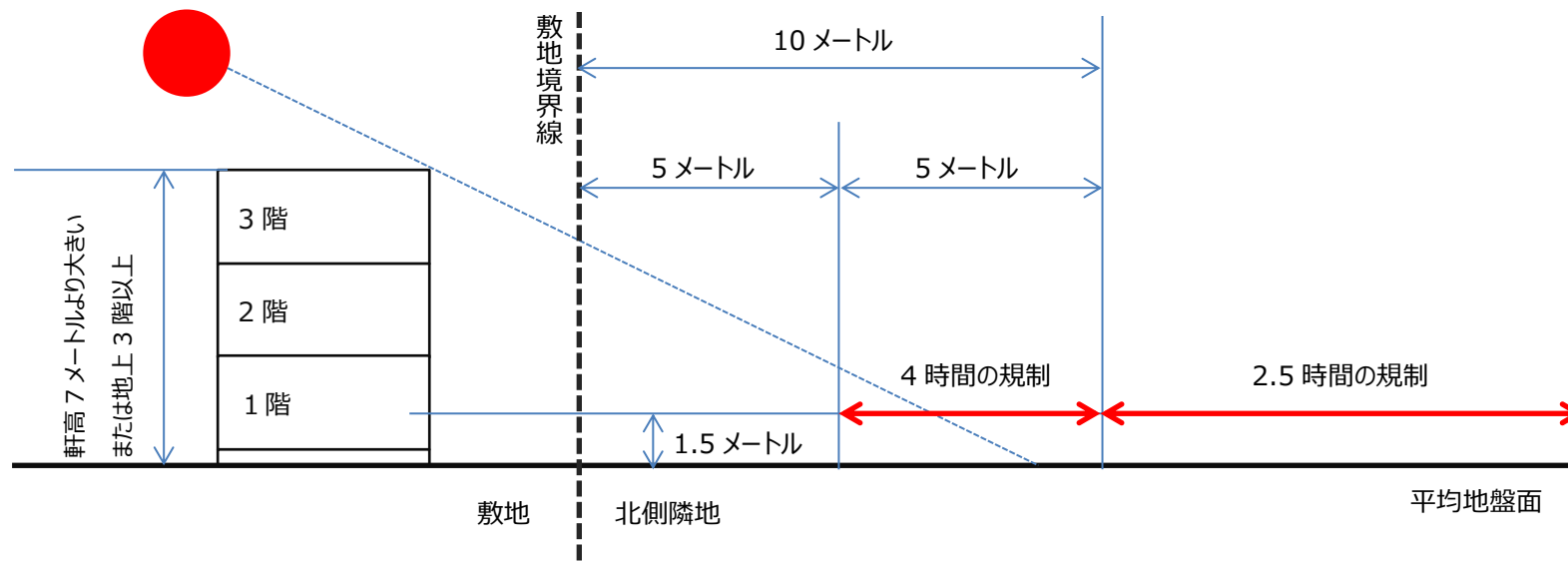
日影規制時間（１）は、敷地境界線からの水平距離が、5 メートルより大きく 10 メートル以下の場合に適用

日影規制時間（２）は、敷地境界線からの水平距離が、10 メートルより大きい場合に適用

近隣商業地域は、指定容積率が 200 パーセントの場合に適用（新潟県建築基準条例第 9 条。南魚沼市の準工業地域はすべて指定容積率が 200 パーセントです。）

# 南魚沼市における日影規制の規定

## 第1種低層住居専用地域



## 第1種低層住居専用地域以外

